

# 川口市 法人市民税の税率と計算方法

## 1 均等割

資本金等の額	川口市内従業者数	
	50人以下	50人超
※①～④参照	5万円	
1千万円以下	5万円	12万円
1千万円超1億円以下	13万円	15万円
1億円超10億円以下	16万円	40万円
10億円超50億円以下	41万円	175万円
50億円超	41万円	300万円

従業者数にはアルバイトやパートも含めますが、以下の計算をもってアルバイト等の数としても差し支えありません。

$$\frac{\text{算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数}}{170}$$

(※市内の事務所ごとに計算し、合計する。)

※①公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ②人格のない社団等 ③一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く) ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの

$$\text{均等割額} = \text{均等割の税率} \times \text{事務所等を有していた月数} \div 12$$

(事務所等を有していた月数の算定は、1月に満たない場合は1月とし、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てて算定します。)

## 2 法人税割

資本金等の額	分割前の課税標準となる法人税額	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
1億円以上	—	14.7%	12.1%	8.4%
1億円未満	年1千万円以上			
		年1千万円未満	12.3%	9.7%

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率}$$

分割基準となる従業者数は、原則として事業年度の末日現在の従業者数ですが、次のような例外があります。

①事業年度の途中で新設された事務所等の従業者数

$$= \text{事業年度末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された事務所等の存在月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

②事業年度の途中で廃止された事務所等の従業者数

$$= \text{廃止月の直前月の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された事務所等の存在月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

③事業年度中に従業者数に著しい変動がある事務所等の従業者数

$$= \frac{\text{事業年度中の各月の末日現在の従業者数の合計}}{\text{事業年度の月数}}$$

(計算にあたって、従業者数に1人に満たない端数が生じたときは1人とし、また、月数について1月に満たない端数が生じたときは切り上げて1月とします。)

### ★ 資本金等の額について

資本金等の額とは、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額のことをいいます。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本金等の額が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」に満たない場合、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を税率区分の基準とします。